

施設見学記録(10) 姫路少年刑務所

著者	永田 憲史
雑誌名	関西大学法学論集
巻	59
号	5
ページ	1247-1253
発行年	2010-02-20
その他のタイトル	Correctional Institutions (10) Himeji Juvenile Prison
URL	http://hdl.handle.net/10112/1553

施設見学記録(10) 姫路少年刑務所

永田憲史

浪速少年院(五五卷六号)
宇治少年院(五六卷一号)
京都医療少年院(五六卷四号)
三重刑務所(五七卷一号)
宮川医療少年院(五七卷四号)
神戸刑務所(五七卷五号)
岩国刑務所(五七卷六号)
京都刑務所(五八卷一号)
阿武山学園(五八卷四号)

今回は、姫路少年刑務所の様子を紹介する。姫路少年刑務所は、少年刑務所の一つである。少年刑務所としては、ほかに函館少年刑務所(北海道函館市)、盛岡少年刑務所(岩手県盛岡市)、水戸少年刑務所(茨城県ひたちなか市)、川越少年刑務所(埼玉県川越市)、松本少年刑務所(長野県松本市)、奈良少年刑務所(奈良県奈良市)、佐賀少年刑務所(佐賀県佐賀市)がある。

姫路少年刑務所の見学は、平成二〇年(二〇〇八年)六月に、教員一名及び大学院生一名に加えて、私の担当する平成二〇年度(二〇〇八年度) 専門演習A・Bの受講生のうち、希望者を引率して行なった。

一、はじめに

姫路少年刑務所は、兵庫県姫路市の姫路城の近くにある。

その淵源は、明治一〇年(一八七七年)に設立された兵庫県姫路監獄である。明治三一年(一八九八年)に現在地に移転し、明治三六年(一九〇三年)に神戸監獄姫路分監と改称した。大正一一年(一九二二年)に組織変更によって少年受刑者を収容する施設となり、姫路少年刑務所と改称された。建物の一部はなお神戸監獄姫路分監とされていたが、姫路分監は昭和二年(一九二七年)に廃止された。その後、昭和二〇年(一九四五年)の空襲により施設のほとんどが焼失した。再建工事が完了したのは昭和四年(一九四九年)であった。施設の老朽化に伴い、平成元年(一九八九年)に全体改築工事が着工され、平成一八年(二〇〇六年)に改築工事が完了した。

姫路少年刑務所は、処遇指標J B指標(少年院への収容を必要としない少年であって、犯罪傾向の進んでいる者)及びY B指標(可塑性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる二六歳未満の成人であって、犯罪傾向の進んでいる者)の受刑者を収容する刑務所である。但し、収容中に二六歳に達した受刑者などについては、収容を継続する場合もある。収容年齢の上限は暫定で三四歳となっている。

姫路少年刑務所における処遇の紹介としては、平良敦志「姫路少年刑務所における取組について——処遇首席として思うこと——」刑政一一八巻四号(二〇〇七)四四頁以下、西山真一「姫路少年刑務所に対する加古川学園の処遇共助について」刑政一一八巻九号(二〇〇七)三四頁以下、藪高明「姫路少年刑務所における処遇共助について」刑政一一八巻九号(二〇〇七)三九頁以下などがある。

まず、所内の見学を行ない、その後、施設の概要や処遇の内容などを総務部長からお話いただいた後、質疑応答の時間が設けられた。

二、処遇の内容

姫路少年刑務所の定員は、三九九名であるが、参観当日の収容者数は四九〇名であり、収容率が一二〇%を超える過剰収容状態にある。そのため、定員六名の集団室に最大八名の受刑者を、定員一名の単独室に最大二名の受刑者をそれぞれ収容して対処している。他の施設においては、夜間、布団が敷き詰められた居室内で便所に向かう際に転倒などをしないよう、ベッドを設置していることが多いが、姫路少年刑務所においては、受刑者が若く、転倒などの危険性が小さいとの理由から、集団室においても、単独室においても、ベッドは設置されていない。

参観当日は、J B指標の受刑者がおらず、Y B指標の受刑者だけであった。Y指標の受刑者であるため、本来、暴力団関係者はいないはずであるが、刑執行開始後に暴力団員であることが判明する事例もあり、若干名の暴力団員が含まれている。

罪名別では、窃盗が三四%、強盗が一八%、覚せい剤取締法違反が一五%、傷害が九%を占めている。平均年齢は、二四・六歳である。執行刑期の平均は、四年一月である。入所回数別に見ると、初入が八割、累入二割となっており、初入が大半を占めている。もともと、少年院への収容経験のある者が多い。

所長以下、総務部、処遇部、医務課の二部一課制を採っている。本所以外の下部組織として、姫路拘置支所がある。本所の職員数は約一一〇名である。

受刑者は、刑執行開始時指導（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律八五条一項一号）が終わると、その適性に応じて、作業の業種を指定され、就業する。姫路少年刑務所には、木工、金属など七つの工場がある。職業訓練として、溶接科、情報処理科、ビルハウスクリーニング科、木工科を開設しており、六か月乃至一年間の訓練を行なっている。溶接科と情報処理科では、

資格取得が可能である。刑務所内で受験が可能となっている。釈放前指導（同法八五条一項二号）においては、希望寮と呼ばれる建物で起居し、社会復帰への準備を行なう。その期間は、仮釈放の場合、おおむね二週間であり、満期釈放の場合、三日間である。仮釈放となる受刑者は四割強にすぎない。

特別改善指導（同法一〇三条二項）として、薬物依存離脱指導（R1）、被害者の視点を取り入れた教育（R4）、交通安全指導（R5）、就労支援指導（R6）が行なわれている。一週間あたり六〇分の指導を一二週にわたって行なっている。薬物依存離脱指導においては、講話やビデオ視聴のほか、ダルクに協力を依頼している。被害者の視点を取り入れた教育においては、ゲストスピーカーとして兵庫県警OBを招くなどしている。

教科指導（同法一〇四条）も行なわれており、国語と算数が中心である。また、少数ではあるが、高等学校卒業程度認定試験を受験する者もあり、その指導も行なわれている。

J指標の受刑者は、単独室に収容される。受刑者数が少ないため、個別指導が中心である。担任者を決め、面接指導や日記指導などが行なわれる。職業訓練が積極的に推奨され、Y指標に比べて職業訓練がかなり受けやすい。教科指導も行なわれる。作業を行なう場合、Y指標の受刑者と同じ工場と一緒に作業をすることとなるため、工場担当の刑務官が悪風感染の防止に留意している。近隣の少年院である加古川学園（兵庫県加古川市）の職員により、処遇共助として、処遇困難者への面接指導やカウンセリングが行なわれている（前掲・西山論文及び藪論文参照）。

制限の緩和（同法八八条、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則四八条以下）は、第三種が多く、第一種はいない。食事は、工場出役時の昼食に限って、工場内の食事スペースで行なう。それ以外の場合は居室で行なう。現在、姫路少年刑務所においては、受刑者一人あたりの材料費は一日四三〇円である。

入浴は、一回につき一五分で通常週二回であるが、夏期は週三回としている（同法五九条、同規則二五条一項参照）。作業時間内に行なわれている。

運動は、原則として毎日行なわせているが（同法五七条）、グラウンドが一面しかないため、各受刑者がグラウンドを利用できるのは二日に一回であり、利用できない日は体育館や工場内で運動を行なわせている。

面会（同法一一一条以下、同規則六六条以下）や信書の発受（同法一二六条以下、同規則七六条以下）は監獄法下と比較して、増加しており、検査や立会いの事務負担が大きくなっている。

居室における余暇時間のテレビ視聴は、原則として認められているが、通常、刑務所が毎日指定するチャンネルの番組しか視ることはできない。年末年始とお盆の時期は、居室ごとにチャンネルを操作することが認められており、居室ごとにチャンネル操作の担当者が決められている。

新聞紙の自弁購読は、二紙のうちから一紙を選んで行なうことが可能である（同法七一条、同規則三四条参照）。近時、記事が抹消されることは極めて少なく、犯行の手口の記事や施設内での自殺の記事も抹消されることはほぼない。逃走事故の記事についても、事故が発生した施設特有の環境や事情に起因するものであって姫路少年刑務所で実行不可能な事例については、抹消しない。もつとも、個人情報保護の観点から、姫路少年刑務所に収容中の受刑者の氏名が記載された記事は抹消している。

心情安定のために、盆踊り、運動会、カラオケ大会、ソフトボール大会など各種の行事が行なわれている。

三、施設の様子

まず、グラウンドを外から見学した。グラウンドはかなり狭いため、実際にグラウンドで運動できる受刑者が少ないことが想像できた。

次に、金属工場を見学した。受刑者が作業中であった。帽子をかぶっていることもあってか、受刑者は年齢以上に若く見えた。続いて、修繕、洗濯、炊事の工場を通路から見学した。当日は雨が強く、炊事工場の通路の外から見るができるように置かれている直近の食事の例を見ることはできなかった。

その後、木工工場を見学した。近隣の名産品であるそうめん（揖保の糸）の贈答用の木箱などが作られていた。工場内に食事スペースがあり、分隔されていた。

また、体育館を見学した。カラオケ大会が翌日に予定されており、受刑者が座るためのパイプ椅子が並べられていた。単独室での処遇となっている受刑者は参加できない。カラオケ大会は、司会一名、歌唱二名が工場ごとに出選され、工場対抗で司会の技量も含めて採点されることであった。体育館の一階には製本工場があり、受刑者が作業中であった。二階には官本が配架されていた。受刑者が体育館まで赴いて本を借り出すのではなく、各居室まで届けられることであった。

そして、浴場を見学した。制限時間は一回一五分であり、浴場内に残り時間を示す「一五分」、「三分」、「一分」のランプがあった。

その後、居室を見学した。集団室は、通常より狭い畳二枚ほどで、トイレは窓際に設置されており、分隔されているものの、廊下からは様子が伺えるようになっていた。食事に木製の小さな机が受刑者の人数分が置かれていた。テレビが各室に設置されていた。私物の保管のための移動可能な木箱が設置されていた（同法四八条、同規則一九条一項参照）。木箱はダイヤル式で鍵がかかるようになっていた。各居室の入口には、食事の等級、食事の際の座席表、テレビのチャンネル操作の担当者が記載されていた。当日は雨であったため、推測するほかないが、居室は南向き又は北向きで建物と建物の間隔があるため、特に南向きの部屋の採光はよいように感じた。建物の入口近くに刑事施設視察委員会宛ての鍵が付けられた木製の意見箱が備え付けられていた（同法七条以下、特に九条四項、同規則二条以下参照）。

最後に、保護室と釈放前指導が行なわれる希望寮を外から見学した。単独室は見学できなかった。

四、感想

室内に受刑者がいなかったものの、集団室に八名収容すれば、大変狭隘であり、生活環境の問題や種々のトラブル生じることが

容易に想像された。

改善指導の取組みが模索されているものの、少年院と比べると、B指標の受刑者を収容しているということもあって、所内の秩序維持に注意を払わなければならないことも多いようであり、刑務所で改善指導を重点的に行なうことが難しいことが看取された。

* 御多忙の折、見学のお世話をいただいた総務部長はじめ職員の方々にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。